

# 小作法要綱

## 一、小作 小作 权

### 一、小作权の範圍

(1) 小作权の範圍は、永小作权及び耕作权又は牧畜を目的とする土地の借借  
权または農業倉庫が農業上利用収益する定地、牧草地、採草地其他の土地  
並木及建物、其他の工作物の借借权。

(2) 他人の土地に於いて耕作又は牧畜を為す権利にして永小作权なることを  
の申ひある時永小作权たる小作权と推定す。

### 二、小作权の對抗力

小作权は其登記なきも小作地の引渡ありるときは、今後其の小作地に付  
き物权を取付したるものに對しても其効力を有す。

### 三、存続期間

(1) 小作权の存続期間は、十年以上五十年以下とし、前記、兩端により缺下  
年期ある場合に於ては小作权  
左記の存続期間は五

十年以上五十年以下とし、前記、兩端により缺下年期ある場合に於ては小作权  
左記の存続期間は五

(2) 續面の定めなき借借权たる小作权は、小作权の存続につき争ある場合、  
その判決確定まで小作权の存続したるものと見做す。

### 四、契約の更新

地主は小作地を自己及び家族の勞力により自作の必要ある場合に於て、期  
間満了の時より少くとも二ヶ年前にその更新を拒否することを小作人に通  
知したる場合を除く外、その更新ありたるものと見做す。

### 五、小作权の譲渡及び小作地の転貸

小作权の譲渡及び小作地の転貸は小作人の自由とし、譲渡転貸借をなした  
る場合、其の通知を地主になすに非ざれば、地主に對抗するを得ざるもの  
とし、譲渡転貸借に當りては譲渡転貸借に當りては譲渡人及び転貸人が不  
当の利得を為すことを嚴禁することを要す。